

新潟市総合福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月 8日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第 43 号

新潟市総合福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市総合福祉会館条例施行規則（平成10年新潟市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において、「施設予約システム」とは、新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定する新潟市公共施設予約システムをいう。

第3条 削除

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会議室等の利用の許可を施設予約システムにより受けようとする場合は、この限りではない。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する利用許可申請書及び施設予約システムによる申請の受付開始日は、次に掲げる日とする。ただし、第1号及び第2号に掲げる受付開始日について、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（1） 条例第3条に規定する利用者が利用許可申請書を提出する場合 利用を開始する日の4月前の日が属する月の初日

（2） 条例第9条ただし書に規定する利用者が利用許可申請書を提出する場合 利用を開始する日の1月前の日

（3） 条例第3条に規定する利用者が施設予約システムにより申請する場合 利用を

開始する日の4月前の日が属する月の初日

(4) 条例第9条ただし書に規定する利用者が施設予約システムにより申請する場合
利用を開始する日の1月前の日

第4条第3項に次のただし書を加える。

ただし、会議室等の利用の許可を施設予約システムにより受けたものが、会議室等の
利用の変更の許可を受けようとする場合又は会議室等の利用の取消しの申出をしよう
とする場合は、この限りではない。

第5条中「センター等」の次に「(会議室等を除く。)」を加え、同条に次の1項を加
える。

2 会議室等の利用の許可は、その利用許可申請書及び施設予約システムによる申請が受
理された順序によってするものとする。この場合において、2以上の利用許可申請書及
び施設予約システムによる申請が同時に受理されたときは、協議又は抽選によるもの
とする。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、施設予約システムによる申請により会議室等の利用の許可をする場合は、施
設予約システムにより通知するものとする。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、施設予約システムによる申請により会議室等の変更の許可をする場合は、施
設予約システムにより通知するものとする。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、施設予約システムによる申請により会議室等の利用の許可(変更の許可を含
む。)を受けた場合は、この限りではない。

第12条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、施設予約システムによる申請により会議室等の利用の許
可を受けた場合の納付期日は、利用の許可に係る会議室等の利用日とする。この場合に

おいては、使用料を会議室等の利用開始前までに納付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。